

平成28年(ワ)第308号 「戦争法」強行成立損害賠償請求事件

原 告 奥村悦夫ほか37名

被 告 国ほか5名



第 1 準 備 書 面

平成29年3月21日

松山地方裁判所民事第1部合議一係 御中

被告指定代理人

浦 川

山 本

黒 川

中 條

諏 訪

小 西

宮 田

黒 木

小 宮

佐 藤

沼上藤川桐野倉野見
井加早片牧小松蓮楠飯松林森若篠奧豊佐々木

遠 藤
松 村
安 井
原
筒 井

第1	訴状「請求の原因」に対する認否	5
1	「第1 当事者」について	5
2	「第2 『戦争法』の成立手続きにおける違憲・違法」について	6
3	「第3 「憲法に反する『戦争法』」について	7
4	「第4 憲法9条は国内法の条文に止まらず、国際上の条文的地位にある」 及び「第5 憲法9条を真の〈戦争および軍隊の放棄〉の条文に！」について	8
5	「第6 公務員個人に対する国家賠償責任」について	8
6	「第7 国会議員個人に対する国家賠償責任」について	8
7	「結語」について	11
第2	平和安全法制の制定の経緯	11
第3	被告国の主張	13
1	はじめに	13
2	原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと	14
	(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと	14
	(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと	14
	(3) 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと	18
	(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと	19
3	小括	20
第4	結語	20

被告国は、本準備書面において、訴状（2016（平成28）年9月20日付け「訴状の補正」と題する書面による補正後のもの。以下も同じ。）「請求の原因」に対する認否を行うとともに、原告らの訴状及び2017（平成29年）1月16日付け準備書面(1)（以下「原告ら準備書面(1)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

第1 訴状「請求の原因」に対する認否

1 「第1 当事者」について（訴状5ページ）

(1) 「1 原告」について（訴状5ページ）

原告らが「日本国憲法の前文の趣旨」として括弧内で主張する部分は、日本国憲法（以下、単に「憲法」という。）の前文に合致する限度で認め、その余は不知。

(2) 「2 被告」について（訴状5, 6ページ）

ア 「(ア)」について

内閣総理大臣が、平成27年5月15日、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。）及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（平成27年法律第77号。以下「国際平和支援法」といい、平和安全法制整備法と併せて「平和安全法制関連2法」という。）に係る法律案を衆議院に提出したこと、同法律案が、同年7月16日に衆議院本会議で、同年9月19日に参議院本会議でそれぞれ可決したこと、平和安全法制関連2法が平成28年3月29日に施行されたことは認め、内閣（原告ら準備書面(1)第1柱書き・3ページの「訴状5頁の被告(ア)の国とは」以下参照）が、平和安全法制関連2法に係る法律案を参議院に上程したことは否認し、その余は原告らの意見ないし評価にわたる

ものであり認否の限りでない。

平和安全法制関連2法に係る法律案は、内閣が参議院に上程したのではなく、衆議院が参議院に送付したものである（国会法83条1項）。

イ 「(イ)」ないし「(カ)」について

いずれも認める。ただし、被告塩崎恭久について、「愛媛選出の」とあるのは、「愛媛1区選出の」が正しい。

ウ 「被告(ア)は、」から「その賠償を請求する。」までについて

内閣総理大臣が平和安全法制関連2法に係る法律案を衆議院に提出したこと及び当該法律案が衆議院本会議及び参議院本会議でそれぞれ可決し、平和安全法制関連2法として成立したことは認め、内閣が、平和安全法制関連2法に係る法律案を参議院に上程したとする点是否認し、その余は、原告らが主張する「共謀し」の意味が明らかではなく、認否の限りでない。

前記アで述べたとおり、平和安全法制関連2法に係る法律案は、内閣がこれを参議院に上程したのではなく、衆議院が参議院に送付したものである。

2 「第2 『戦争法』の成立手続きにおける違憲・違法」について（訴状6ないし8ページ）

(1) 「1 『戦争法』の成立手続きには違憲・違法がある」について（訴状6ページ）

ア 第1段落について

内閣が、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定をしたことは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。

イ 第2段落について

内閣総理大臣が国会（衆議院）に平和安全法制関連2法に係る法律案を

提出したこと、当該法律案が衆議院本会議及び参議院本会議においてそれぞれ可決し、成立したこと並びに株式会社朝日新聞社の発行する新聞「朝日新聞」において、同社の行った上記法律案の採決に関する世論調査の結果が記載されていることは認め、「共謀し」とある点は、その意味が明らかではなく、また、その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、いずれも認否の限りでない。

ウ 第3段落（「ここから」〔訴状6ページ〕から「ここまで」〔訴状8ページ〕までの部分を含む。）について

原告らの指摘する「弁護士有志一同の声明」が存在することは認め、その余は、事実の主張ではなく、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

なお、参議院規則136条1項及び137条1項は、本会議の議事に適用される規定であり、委員会の議事に適用される規定ではない。

エ 第4段落について

国務大臣及び国会議員が憲法99条の憲法尊重擁護義務を負うことは認め、その余は事実の主張ではなく、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

(2) 「2 小結」について（訴状8ページ）

事実の主張ではなく、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

3 「第3 「憲法に反する『戦争法』」について（訴状8ないし30ページ）

(1) 冒頭から「ここまで」（訴状29ページ）までについて

原告らの指摘する日本弁護士連合会の意見書が存在することは認める。

(2) 「2 小結」について（訴状30ページ）

事実の主張ではなく、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

- 4 「第4 憲法9条は国内法の条文に止まらず、国際上の条文的地位にある」
(訴状30ないし44ページ) 及び「第5 憲法9条を真の〈戦争および軍隊
の放棄〉の条文に！」について(訴状45, 46ページ)

原告らの意見ないし評価を述べるものであり、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

- 5 「第6 公務員個人に対する国家賠償責任」について(訴状46ないし56
ページ)

相被告らに対する請求の原因に係る記載と解され、認否の限りでない。

- 6 「第7 国会議員個人に対する国家賠償責任」について(訴状56ないし6
0ページ)

原告らは、被告が答弁書第2(4, 5ページ)において請求の原因に関する
求釈明の申立てをしたことに対し、原告ら準備書面(1)の「はじめに」(3ペ
ージ)において、「被告国の答弁書(2016年12月6日付)の求釈明対す
る回答(マ)および原告らの請求の原因の要旨などを以下述べる。」とするところ、
原告ら準備書面(1)の内容を踏まえてもなお、訴状の「第7 国会議員個人
に対する国家賠償責任」(56ないし60ページ)の部分に記載の主張が、
相被告らのみならず被告国に対する請求の原因にも係るものであるのか否かが
判然としないが、審理促進の観点から、当該部分に記載の主張が被告国に対す
る請求の原因にも係るものであると善解した上で、以下のとおり認否する。

- (1) 「1 憲法が要請する議員の職務内容」について(訴状56, 57ページ)

ア 第1段落について

憲法が代表民主制を採用していること及びその前文に原告らの引用する
文章があることは認める。

イ 第2段落について

不知。

ウ 第3段落について

「主権者の利益のために」とある部分が抽象的にすぎるから、認否の限りでない。

エ 第4段落について

国会議員が国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条の「公務員」に当たることは認める。

(2) 「2 議員らは、憲法の『行為規範性』に拘束される」について（訴状57ページ）

ア 第1段落について

憲法98条1項及び憲法99条に原告らが引用する文言ないし規定があること及び相被告らが国会議員として憲法尊重擁護義務を負うことは認め、その余は、「前記した議員らに課せられた職務内容」及び「議員としての職務行為とはならない。」の意味が不明であるから、認否の限りでない。

イ 第2段落及び第3段落について

不知。

(3) 「3 議員らは政治倫理綱領の尊重義務を負う」について（訴状57, 58ページ）

第102回国会衆議院本会議（昭和60年6月25日）及び第103回国会参議院本会議（昭和60年10月14日）において、政治倫理確立のための議員の行動基準を定めた原告らの指摘する内容の「政治倫理綱領案」がそれぞれ可決されたことは認め、その余は、国会議員が上記政治倫理綱領の内容に反した行動をすることが国賠法上違法の評価を受けるとの主張であると解した上で、争う。

(4) 「4 立法行為違法の要件」について（訴状58, 59ページ）

ア 柱書き（「立法作為が」から「(佐藤幸司『憲法〔第3版〕350頁〕。』」まで）について

文献の引用が不正確であるから、否認する。

佐藤幸治（なお、訴状に「佐藤幸司」とあるのは、「佐藤幸治」が正しい。）「憲法（第3版）」350ページには、「立法行為ないし立法の不作为を理由とする国家賠償請求訴訟をあまりに容易に認めることは、付随的審査制ないし権力分立制との関係で一定の緊張関係をはらむことは否定し難い。基本的には、①憲法規範上一定内容の立法をしない義務ないし立法義務が明確であって、②憲法に違反する立法行為ないし違憲状態を放置する立法不作为が国民の具体的権利に直接影響を及ぼす処分的性格をもち、③そのような立法行為ないし立法不作为と損害との間に具体的・実質的な関連性が認められることが必要であり、④立法不作为の場合には、さらに、既述のように、違憲状態の放置ということだけではならず、一定の『合理的期間』の経過という要素が必要となる、と解される。」と記載されている。

イ 「(1) 本件『戦争法』の立法行為は、『違憲性の明白性』がある」及び
「(2) 本件『戦争法』の立法行為と『合理的期間の経過』について
本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

(5) 「5 憲法違反の立法行為は、賠償責任を負う」について（訴状59, 60ページ）

憲法51条に原告らが引用する規定があること並びに札幌高等裁判所昭和53年5月24日判決（高民集31巻2号231ページ）及び最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決（民集39巻7号1512ページ）が存在することは認め、その余は、相被告らの平和安全法制関連2法の議決等に係る行為を理由に被告国が損害賠償責任を負うとの主張であると解した上で、争う。

(6) 「6 議員らの憲法違反の立法行為は、免責除外」について（訴状60ページ）

原告らの意見ないし評価を述べるものであって、認否の限りでない。

ア 第1段落について

第1文は否認し、第2文は不知。

第1文における「前記の判決」、すなわち前掲札幌高裁昭和53年5月24日判決及び前掲最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決の事案においては、そもそも国会議員個人に対する損害賠償は請求されていない。

イ 第2段落について

相被告らの平和安全法制関連2法の議決等に係る行為を理由に被告国が損害賠償責任を負うとの主張であると解した上で、争う。

ウ 第3段落について

事実の主張ではなく、かつ、本件の争点と関連しないから、認否の限りでない。

7 「結語」について（訴状60，61ページ）

(1) 第1段落について

原告らが「日本国憲法前文にある」ものとして引用する部分は、憲法の前文に合致する限度で認め、その余は不知。

(2) 第2段落及び第3段落について

平和安全法制関連2法が成立したことは認め、その余は、相被告らの平和安全法制関連2法の議決等に係る行為を理由に被告国が損害賠償責任を負うとの主張であると解した上で、争う。

第2 平和安全法制の制定の経緯

1 内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する新たな安全保障法制の整備のための基本方針を閣議決定した。

2 内閣は、平成27年5月14日、平和安全法制関連2法（平和安全法制整備

法及び国際平和支援法)に係る法律案を閣議決定し、翌15日、内閣総理大臣は、上記法律案を国会(衆議院)に提出した。

3 平和安全法制関連2法に係る法律案は、平成27年7月15日に衆議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」で、同月16日に衆議院本会議で、同年9月17日に参議院「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会」で、同月19日に参議院本会議で、それぞれ可決し、同日、平和安全法制関連2法が成立した。

4 平和安全法制整備法は、自衛隊法等の一部を改正する法律であり、また、国際平和支援法は、新規に制定された法律である。平和安全法制整備法により改正された法律は、以下の10法律である(なお、このほか、附則により技術的な改正が行われる法律が10法律ある。)

- ① 自衛隊法(昭和29年法律第165号)
- ② 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)
- ③ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成11年法律第60号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。)
- ④ 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。)
- ⑤ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。)
- ⑥ 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成16年法律第113号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。)
- ⑦ 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年

法律第114号)

- ⑧ 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。）
- ⑨ 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成16年法律第117号。ただし、題名は、平和安全法制整備法による改正後のもの。）
- ⑩ 国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）

5 平和安全法制関連2法は、平成27年9月30日に公布され、平成28年3月29日に施行された。

第3 被告国の主張

1 はじめに

(1) 原告らの訴状「請求の原因」及び原告ら準備書面(1)における原告らの各主張にはなお判然としない部分があるが、これらの主張を善解すれば、内閣（その構成員である内閣総理大臣及びその他の国务大臣。以下、本項において同じ。）による平成26年7月1日の新たな安全保障法制の整備のための基本方針に係る閣議決定（前記第2の1）並びに平成27年5月14日の平和安全法制関連2法に係る法律案の閣議決定及び国会提出（前記第2の2）のほか、内閣と相被告らとの「結託・共謀」に基づく国会（その構成員である国会議員）による平和安全法制関連2法の可決（前記第2の3）、内閣による平和安全法制関連2法の施行（前記第2の5）により、「平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害」が生じたとして、被告国に対し、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めるものと解される（原告ら準備書面(1)第1柱書き及び1・3、4ページ、同第3の2・17ページ等）。

(2) しかしながら、そもそも、原告らのいう「結託・共謀」の意味が全く不明

であり、それが国賠法1条1項所定の要件との関係でいかなる意味をもつ法的主張ないし事実主張であるのかが明らかでないから、内閣と相被告らとの「結託・共謀」を根拠とする被告国に対する請求は、主張自体失当である。

また、以下に述べるとおり、原告らの被告国に対する請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないから、やはり主張自体失当である。

2 原告らが主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであることの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為(709条以下)の特別法であることから明らかである。

この点、判例(最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等)においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

(2) 原告らの主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らは、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決(判例タイムズ

1313号137ページ)及び岡山地方裁判所平成21年2月24日判決(判例時報2046号124ページ)を根拠に,平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである(原告ら準備書面(1)第4の1(1)・19ないし21ページ)。

イ しかしながら,「平和的生存権」の具体的権利性については,最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決(民集43巻6号385ページ,判例時報1318号3ページ)が,「上告人らが平和主義ないし平和的生存権として主張する平和とは,理念ないし目的としての抽象的概念であって,それ自体が独立して,具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と判示し,同判決については,「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが,本判決は,これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている(小倉頭・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度225ページ)。このように,最高裁判所の判例は,「平和的生存権」については,憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として,具体的権利性を否定しているものといえることができる。

そして,同様の判断は,多数の裁判例によって繰り返し明確にされており,判例理論として確定しているものといえる(札幌高裁昭和51年8月5日判決・行裁例集27巻8号1175ページ,水戸地裁昭和52年2月17日判決・判例時報842号22ページ,東京高裁昭和56年7月7日判決・判例時報1004号3ページ,大阪地裁平成元年11月9日判決・判例時報1336号45ページ,福岡地裁平成元年12月14日判決・判例時報1336号79ページ,福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85ページ,大阪高裁平成4年7月30日判決・判例時報1434号38ページ,大阪地裁平成7年10月25日判決・判例時報1576号37ページ,大阪地裁平成8年3月27日判決・判例時報1577

号104ページ，東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1579号62ページ，大阪地裁平成8年5月20日判決・判例時報1592号113ページ，東京地裁平成9年3月12日判決・判例時報1619号45ページ，東京高裁平成16年4月22日判決・公刊物未登載（乙第1号証等）。

ウ 実質的に検討しても，権利には，極めて抽象的，一般的なものから，具体的，個別的なものまで各種，各段階のものがあるが，その権利の実現が妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的，個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると，「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく，具体的な権利内容，根拠規定，主体，成立要件，法律効果等のどの点をとってみても，一義性に欠け，その外延を画することさえできない極めて曖昧なものであり，このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また，憲法前文第2段は，全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として，「平和的生存権」を規定しているけれども，ここでいう「平和的生存権」は，憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり，憲法の理念・基本原理を宣明したものであるという憲法前文の法的性格からしても，憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって，直ちに基本的人権の一つであるということはできず，裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ，佐藤幸治編著・要説コンメンタール日本国憲法27ページ同旨）。

エ この点について，前掲東京高等裁判所昭和56年7月7日判決は，「前文は，憲法の建前や理念を荘重に表明したものであって，そこに表明され

た基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき国に対して一定の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であって、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。(中略)『平和的生存権』をもって、個々の国民が国に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものである」と判示している(判例時報1004号25ページ)。

また、前掲東京高等裁判所平成16年4月22日判決(公刊物未登載・乙第1号証)も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中核に据えるもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されていると解することはできない。」と判示している(同号証14ページ)。

オ 以上によれば、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(3) 原告らの主張する生命・身体の安全を含む「人格権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告らは、平和安全法制関連2法の制定等に係る内閣の閣議決定、国会の決議及び平和安全法制関連2法の施行により、「広く米軍に敵対する国や勢力から攻撃を受ける立場に立たされ」、「生命・身体等を直接に侵害される危険にさらされる。」のみならず、「武力攻撃事態においては物資の収容、指定公共機関への業務従事命令等が（中略）集中することが考えられる」。から、その人格権を侵害されるなどと主張する（原告ら準備書面(1)第4の2・26ないし28ページ）。

イ しかしながら、上記アの主張は極めて抽象的であり、原告らのいう人格権の具体的な権利内容、成立要件、法律効果等について一義性に欠ける極めて曖昧なものであるから、そこに具体的権利性を認めることなど到底できない。原告らが「人格権」の侵害の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではないのであって、かかる程度の内容をもって具体的権利性が認められると解する余地などない。

また、原告らの主張が、戦争に対する恐怖や不安を感じることなく平穏に生活する権利が侵害されたとの主張であるとするれば、当該主張は、「平和的生存権」に係る原告らの主張と同旨のものにほかならないが、「平和的生存権」に具体的権利性が認められないことは、上記(2)で述べたとおりである。

ウ したがって、原告らの主張する「人格権」なるものについても、具体的

権利性を認めることができないのは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めることはできない。

(4) 原告らの主張する「憲法改正・決定権」も国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

原告らは、「国民主権は、国の政治のあり方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の参政権もこの原理から湧出した権利であり、同じく、憲法改正にかかる国民投票権も同様である。憲法第96条1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権のあらわれである。」とした上で、平和安全法制関連2法の成立及びその施行について、「憲法改正手続を経ることなく憲法第9条の解釈を変更して、海外武力行使ができる法制を作った。」のであるから、「主権者である国民の憲法改正決定権」を侵害するものである旨主張する（原告ら準備書面(1)第4の3・28ページ）。

しかしながら、憲法96条1項が、国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定するという国民主権ないし民主主義の原理・理念を体現するものであるとしても、それは、「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけにとどまるのであって、そのことから直ちに、原告らという具体的な「個別の国民」との関係で国賠法上の救済が得られるほど具体的、個別的な権利ないし法的利益としての「憲法改正・決定権」なるものを観念することはできない。

このことをおくとしても、平和安全法制関連2法は、憲法の条文自体を改正するものではなく、憲法改正に伴う国民投票制度における個別の国民の投票権の内容や行使に何ら具体的な制約を加えるものでないことは明らかであって、憲法改正手続に関する原告らの具体的、個別的な権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではなく、原告らの主張はそれ自体失当というほかない。

結局のところ、「憲法改正・決定権」の侵害であるとの原告らの主張は、平和安全法制関連2法の内容が憲法と抵触し、憲法の解釈が実質的に変更されるところとして、個別の国民の具体的、個別的な権利ないし法的利益の侵害を離れ、主権者たる一般国民という立場において、抽象的に法令自体の憲法適合性審査を求めることに帰するものというほかなく、これが付随的違憲審査制を採用する我が国の司法制度の在り方とも合致しないことは明白である。

以上のとおり、原告らの主張する「憲法改正・決定権」なるものにも具体的権利性を認めることはできず、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害と認めることはできない。

3 小括

以上のとおり、原告らの請求は、いずれも国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではないから、主張自体失当である。

第4 結語

以上のとおり、原告らの主張は、いずれもそれ自体失当であり、理由がないから、速やかに弁論終結の上、原告らの被告国に対する請求はいずれも棄却されるべきである。

以上